

伊勢原市分別収集計画

令和4年6月22日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、そして大量廃棄によって支えられた今日までの社会経済やライフスタイルを見直し、市民、事業者、行政が一体となっておみの減量化や資源化を推進し、循環型社会、持続型社会を形成していく必要がある。

本市においては、平成20年度から容器包装プラスチックを始めとした分別品目の拡大などを進め、ごみの減量化、資源化に取り組んできた。

平成24年度に、発電施設を備えた焼却施設「はだのクリーンセンター(200t炉)」(組合)を新たに建設し、老朽化していた伊勢原清掃工場(組合)の焼却施設(180t炉)を使用停止した。また、令和5年度末までに伊勢原清掃工場のもう一つの焼却施設(90t炉)も使用停止となるため、焼却可能な容量が著しく減少する。加えて、最終処分場の使用が令和5年度で終了するため、より一層のごみの減量化に努めなければならない。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進することにより、資源として有効活用し、焼却処分する廃棄物の減量を図るとともに、循環型社会の構築を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 3 R を基本とした循環型社会の構築
- ・ 市民、事業者及び行政の協働体制の推進と役割の明確化
- ・ 市民、事業者の自主的なごみの排出抑制とリサイクル活動の推進
- ・ ごみの資源化を推進するための分別区分の拡大
- ・ 効率的な収集運搬体制と資源回収システムの確立
- ・ 資源回収できない廃棄物の適正処理と処分の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画の対象品目は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装とする。

なお、その他紙製容器包装については、分別区分を「雑紙」として再生可能紙と混合収集し、再商品化を図る。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
容器包装廃棄物	2, 840 t	2, 916 t	2, 949 t	2, 950 t	2, 945 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。実施にあたっては市民、事業者、行政の三者が一体となって、相互に協力・連携を図る。

①再生品の利用の促進と普及拡大

資源回収が行われても再生品（リサイクル品）の需要がなければ循環型社会が成り立たないことから、資源が循環する真のリサイクルを達成するために再生品の利用を促進していくとともに、事業者へ再生品の取扱要請及び強調表示による販売促進等を実施する。

②店頭回収の促進

スーパー等の小売店舗に対して店頭回収の実施を促すとともに、広報等を利用した店頭回収の実施店舗の紹介など、市民に対して店頭回収への参加を呼びかける。

③市政出前ミーティング（ごみの減量化と資源化）

ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、市民に一層の理解と関心を持ってもらうため、自治会や団体等からの要請に応じて、職員がごみの減量化と資源化の説明をする。

④環境（ごみ）教育の推進

市内小学校や保育園、幼稚園を対象に教育委員会等と調整を図りながらごみに関する環境教育を推進する。

⑤中小零細事業所に対するごみ減量化・再資源化の指導

市内事業所に対しても、容器包装廃棄物の排出抑制、資源化についての協力依頼と指導をする。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量や廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶類
主としてアルミニウム製の容器	
主としてガラス製の容器 (無色・茶色・その他の色のガラス製容器)	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボールの容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(第8条第2項第4号)

(単位：t)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	122		122		121		121		120	
主としてアルミ製の容器	110		110		110		109		109	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	292		291		291		290		288	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	292		291		291		290		288	
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	165		164		164		163		162	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	165		164		164		163		162	
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	133		133		132		132		131	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	133		133		132		132		131	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	30		30		30		30		29	
主として段ボール製の容器	719		739		747		747		746	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	313		312		311		310		308	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	313		312		311		310		308	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	956		1,015		1,043		1,048		1,052	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	956		1,015		1,043		1,048		1,052	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0		0		0		0		0	
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0		0		0		0		0	

9 各年度に得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条6項に規定する主務省令で定める量の見込み＝
直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

算定の基となる一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成29年3月策定）の推計人口は、次のとおりである。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
101,429 人	101,191 人	100,938 人	100,531 人	99,845 人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、自治会や団体等が取り組んでいる集団回収は、引き続き実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集 及び集団回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	ガラスびん	市による定期収集	市
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 及び集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
プラ ス チック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装（白色トレイ含む）	容器包装プラスチック	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	2 t パッカー車	民間業者
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	ガラスびん	色別コンテナ及び袋	2 t パッカー車及び分割式リサイクル車	資源リサイクルセンター （色別保管）
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	梱包	2 t パッカー車	民間業者
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t パッカー車	資源リサイクルセンター （圧縮・梱包・保管）
その他のプラスチック製容器	容器包装プラスチック	袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（第8条第2項第7号）

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

①伊勢原市清掃美化審議会

知識経験者や関係団体等の代表者、衛生委員等で組織し、一般廃棄物の減量や清掃事業に関する重要な事項等を審議する。

②廃棄物減量等推進員制度

市の非常勤特別職として、自治会ごとに1名を委嘱し、地域の資源分別収集の指導及びリサイクル活動の啓発を実施する。

③環境（ごみ）教育

小学校、幼稚園、保育園等に出向き、早い時期にごみに関心を持ってもらい、ごみについての知識を養ってもらうよう環境（ごみ）教育学級等を実施する。

④施設見学会及び説明会の開催

自治会や各種団体等を対象に、廃棄物関連施設の見学会やリサイクル活動等の説明会を開催し、廃棄物の減量化・再資源化の啓発活動を実施する。

⑤リサイクルイベントの開催

年1回、リサイクルに関するイベントを開催し、市民のリサイクル意識の高揚を図る。

⑥分別区分の拡大

ごみの減量化と資源化を一層推進し、焼却量の減量と資源の有効活用を図るため、これまでの排出方法や収集体制を見直し、分別収集対象品目を拡大する。

⑦広報紙への記事掲載

市広報紙(月2回発行、全戸配布)に、本法の主旨や概略を掲載し市民に理解を求めるとともに、定期的に減量化・再資源化関連の記事も掲載し、積極的な啓発活動を実施する。

⑧環境衛生功労表彰

市内の環境美化活動及び廃棄物の減量化・再資源化活動に顕著な功績のあった個人及び団体を市長が表彰し、市民意識の高揚を図る。

⑨分別収集計画に則った施策の実行

適切に分別収集計画を実行するため、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の当計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。